

援助を受けられる費用（ 就学援助費支給費目一覧表 ）

費 目		認定区分 要 準 要		支 給 額									備 考	
				小 学 校						中 学 校				
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
給 食 費	月 額	×	×										学校給食費徴収免除のため支給なし。	
学用品費	4月分	×	○	1,313	1,577					2,543	2,873		転出した場合は、返納していただく場合があります。	
	5月分以降			1,307	1,573					2,537	2,867			
校外活動費	実 費	○	○	交通費及び見学科の実費									校外授業で参加児童生徒が均一に必要なとする経費	
新入学児童 生徒学用品費 (入学準備金)	年 額	×	○	54,060						63,000			4月1日認定者のみ対象 (令和6年度の入学準備金入学前 支給の受給者は対象外)	
運 動 着 費	年 額	○	○							10,280			体育授業時の運動着の経費	
クラブ活動費	年 額	×	○				240			1,230			クラブ活動にかかる経費 中学校は部活動入部者のみ	
修学旅行費	限度額	○	○									73,520	交通費、見学科等班別行動時に 生徒が必要とする経費	
メガネ購入費	限度額	×	○	20,200									メガネ(コンタクトレンズ含)の購入 経費(年度内1回分の購入費のみ) 認定後、別途申請が必要	
体 育 実 技 用 具 費	限度額	×	○							7,860			体育授業時の武道の実施に係る 購入経費(年度内1回分の購入費 のみ)認定後、別途申請が必要	
医 療 費	実 費	○	○	給付の対象となる病気 1. 目 の 病 気 トラコーマ(トラホーム)、結膜炎 2. 皮膚の病気 白癬(たむし)、疥癬、膿痂疹(とびひ) 3. 耳 の 病 気 中耳炎 4. 鼻 の 病 気 慢性副鼻腔炎 5. のどの病気 アデノイド 6. う歯(むし歯) 7. 寄 生 虫 病 (虫卵保有を含む)										病院等で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分が 対象となります。 なお、「子ども医療証」(子ども医療費助成制度)をお持ち の方は、そちらを優先してください。
				● 医療券が必要となりますので、受診される前に学校に申し出ください。 (墨田区立学校以外は、教育委員会に申し出ください。)										

※支給対象の「要」は認定区分が要保護、「準」は認定区分が準要保護になります。
※「要保護」(生活保護を受けている方)の就学援助費支給対象外の費目は、福祉事務所から支給されます。

支給期	給食費	学用品費	校外活動費	新入学児童生徒 学用品費 (入学準備金)	運 動 着 費	クラブ活動費	修 学 旅 行 費	メ ガ ネ 購 入 費	体 育 実 技 用 具 費	医 療 費
7月下旬		4～6月分		○	○ 年度途 中認定 者は認 定後の 支給期	○ 小学校4～6年生				直接医療機関へ振込 (保護者の口座には 振り込まれません)
9月上旬		7・8月分	実施後の 支給期			○ 中学校 部活動 入部者のみ (入部状況 確認後の 支給期)	実施 後の 支給 期	購入後申請があった後の 支給期		
1月末		9～12月分								
3月末		1～3月分								

●3月末の支給期に間に合わない分がある場合には、令和8年4月末までに支給します。
※墨田区立学校以外の在籍者の「給食費」「校外活動費」「修学旅行費」「クラブ活動費(中学校)」の金額については、通学先の学校等に調査を行い、保護者が負担した額と墨田区基準額を比較し、低い金額の方を4月末までに保護者様の口座へ振込みます。